

秋田県林業公社の経営状況について

秋田県森林整備課

1 公社の現状 (H19末)

(1) 設立

・昭和41年4月1日(昭和59年8月、森林整備法人認定)

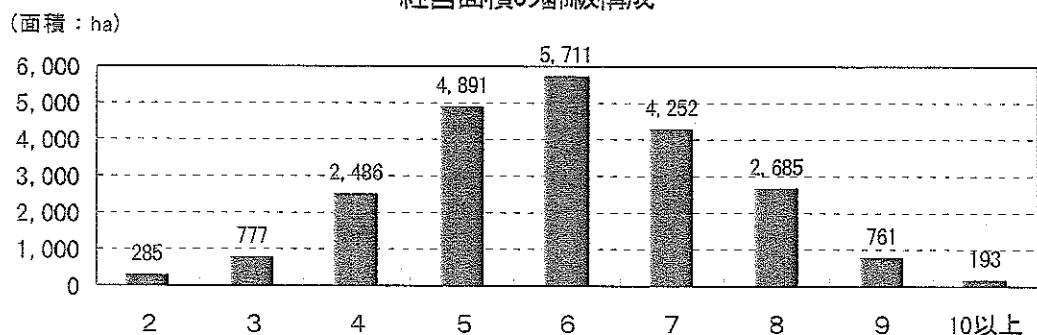
(2) 管理面積 (H19末)

○契約面積27,904ha(契約件数1,900件)

○経営面積22,041ha(スギ98%)

・約8割にあたる1万8千haが35年生(7齢級)以下と若齢であり、間伐等の保育施業が必要

経営面積の齢級構成



(3) 単年度収支内訳

・販売収入が年1億円程度の中で、公庫への償還額は年4億円超

単位: 千円

	項目	昭和41年度	昭和57年度	平成19年度
収 入	販売収入			117,521
	造林補助金	10,913	436,103	243,572
	公庫借入金	29,130	974,020	22,349
	県借入金	9,750	572,906	506,137
	支援交付金			117,957
	その他	615	31,184	66,107
	計	50,408	2,014,213	1,073,643
支 出	事業費	37,746	1,491,315	433,458
	管理費	12,662	190,735	150,399
	公庫元金償還金		8,785	202,936
	公庫利息償還金		323,378	213,684
	県元金償還金			2,945
	県利息償還金			893
	分収金			24,874
	その他			44,454
計	50,408	2,014,213	1,073,643	
摘要		設立時	植栽面積最大1,300ha	

(4) 債務残高(H19末)

- ・未払利息を含めた長期債務残高は374億円であるが、経営面積1ha当たりの債務額は170万円
- ・公庫の償還金は県貸付金で対応しているが、増大する県貸付金の財源確保は厳しい状況

単位：千円

項目	H19末借入残高	H19末・未払利息	計
県長期借入金	17,515,049	6,427,349	23,942,398
県短期借入金	3,484,071	0	3,484,071
小計	20,999,120	6,427,349	27,426,469
公庫借入金	13,333,035	116,168	13,449,203
計	34,332,155	6,543,517	40,875,672

2 これまでの経営改善の取組状況

- ・第7次長期経営計画終了時点(H19末)までに実施した経営改善は次のとおり

項目	取組状況
人件費の削減	人員の削減(職員数S61:35名、H11:22名、H20:14名) 職員給与・退職金、役員報酬の削減(H17より順次賃金カット、退職支給率の削減、管理職手当削減等)
管理費の削減	組織の再編(H14より3支所態勢を本社1態勢)
公庫資金の借り換え	H15～H18まで107億円を借換し、49億円の利息低減
分収割合の見直し	新規契約(H12より公社7:所有者3)
新植事業の取り止め	H15より取り止め
長伐期施業の推進	H8より契約変更交渉(契約期間50～65年→70～90年)
効率的な施業体系	枝打ちの中止(H16～)、保育間伐1回のみ(H16～)、利用間伐の推進(S60から実施、H19実績810ha)

3 新たな経営改善

(1) 経営方針の検討

ア 検討経緯・内容

① 第7次長期経営計画(H16.3)の策定

- ・平成95年度までの長期収支見込みは、▲387億円となり全契約満了時には債務の全額償還が不可能と予測

※県の新行財政改革推進プログラムでの命題(H17.2)

- ・厳しい経営見通しを踏まえ、様々な角度から経営方法を検討、具体化

② 「秋田県林業公社の経営方針に関する庁内検討会」(H18.7～H19.1)

- ・解散、存続、県営林化の選択肢のうち、県の方向性としては「公社林の機能を維持していくためには、国等の支援策を取り入れ、経営を抜本的に見直しして存続する」ことを決定

- ◎解散では、公社林の森林機能の維持が不可能。
 - ◎県営林化では、県貸付金の債権放棄、公庫貸付金の県による償還、代物弁済による消費税が発生。また、新たな国の支援策が実質活用不可能となり、債務、事務処理上にもメリットなし。
 - ◎継続では、国の支援策の活用や長伐期による伐採収入の確保等により長期収支が大幅に改善し、県民の負担も最小。
- ③「秋田県林業公社経営検討委員会」(H19.6～H20.3)
- ・県で示した存続の方向性をさらに検討し、第8次長期経営計画に意見を反映
 - ※存続決定にあたって留意した事項
 - i 「経済性重視」に加え、環境や公益性も重視した森林づくりへ。
 - ii 伐採跡地の再造林対策も兼ね、針広混交林化、広葉樹林化(人工林整理伐の導入)を取り入れた長伐期へ。
 - iii 平成19年度からの県貸付金の無利子化による特別交付税の適用

4 第8次長期経営計画(H20.3策定)の概要

(1) 主な取り組み内容

- ア 長伐期による択伐(人工林整理伐)施業の導入
 - ・環境や公益性を重視した森づくりと長期収支の改善を図るため、大皆伐施業から、国の支援策を活用した長伐期の択伐(人工林整理伐)施業へ転換。
- イ 分収割合の変更と契約期間の延長
 - ・現行の分収割合、公社6：土地所有者4を公社7：土地所有者3にし、契約期間を原則80年に延長。
- ウ 不採算林の整理
 - ・今後投資しても将来的に採算割れする森林への施業の取り止め
- エ 業務管理態勢の見直し
 - ・外部委託、囑託制度を取り入れた新たな管理体制の構築。

(2) 平成95年度までの長期経営収支

- ・平成19年度からの県貸付金の無利子化による効果 340億円程度軽減
- ・今後取り組む国の支援策や分収割合の変更、長伐期化等 180億円程度増収
- 第8次計画での長期の収支バランスは保たれる見込み。

5 長期収支バランスを確保するための主な提案・要望事項

- 公庫債務償還の増大
 - 長伐期化に合わせた償還、それに伴い発生する利子負担を軽減する措置
- 増加する県貸付金の確保
 - 県貸付金の起債措置、地財措置の拡充
- 間伐に対する造林補助金の国費のアップ
 - 公的森林整備推進事業における県の2/10嵩上げの軽減